

改正

平成19年3月23日条例第22号
令和元年7月1日条例第14号
令和元年12月20日条例第28号

佐久市天体観測施設条例

(設置)

第1条 宇宙や天体に関する観望及び学習を通し、地域住民の教養の向上と文化の振興を図るため、天体観測施設（以下「観測施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 観測施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市天体観測施設	佐久市臼田3113番地1

(休館日)

第3条 観測施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日及び火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
- (3) 前号に掲げる日が月曜日及び火曜日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休館日に当たらない最初の日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(開館時間)

第4条 観測施設の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(入館料)

第5条 観測施設に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認める場合には、入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、観測施設に入館する者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その入館を許可せず、又は入館を取り消し、若しくは退館を命ずることができる。この場合において、入館者に損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。

- (1) 使用目的以外に使用したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認められるとき。

(損害賠償)

第7条 教育委員会は、入館者が故意又は重大な過失により建物、展示資料、備品等を損傷し、又は滅失した場合は、当該入館者にその損害を賠償し、又は原状に回復するよう命ずることができる。

(職員)

第8条 観測施設に所要の職員を置く。

(運営委員会)

第9条 観測施設に関する必要な事項を協議するため、天体観測施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、観測施設の運営に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 運営委員会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の定数は10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の臼田町天体観測施設設置条例（平成8年臼田町条例第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月23日条例第22号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日条例第14号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(佐久市佐久情報センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（第28条及び第45条の規定を除く。）は、施行日以後の使用等に係る使用料等について適用する。ただし、施行日前にされた使用許可等に基づく使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第28号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	個人	団体（20人以上）1人につき
一般	520円	410円
中学生・小学生	260円	200円